ディーゼル乗用自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	ＡＴ及びＤＣＴ	有	1.151
			無	1.095
		ＭＴ	有	1.072
			無	1.016
		その他のもの		1
	電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ及びＤＣＴ		1.151
		ＭＴ		1.072
		その他のもの		1
特定ＬＰガス乗用自動車				1.154
小型バス				1.066

（貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にそれに対応するものを掲げていないものは、それを加える。

改　正　後	改　正　前
1　判断の基準	1　判断の基準
1－1　判断の基準	1－1　判断の基準
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)～(4)　(略)	(2)～(4)　(略)
(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値を別添５の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。	(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。
(6)・(7)　(略)	(6)・(7)　(略)
1－2　(略)	1－2　(略)
2　(略)	2　(略)
別添１～４　(略)	別添１～４　(略)